

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	13	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	法人税率の引き下げ		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・特例措置の内容 <p>法人税率の引下げ又は中小企業者等の法人税の軽減税率の引下げが行われる場合において、農業協同組合等についても事業協同組合と同様の措置が講じられるよう配慮すること。</p>		
関係条文	[]		
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地域経済の柱となっている中小企業者、農林漁業者を支援することによる地域経済の維持・活性化</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>協同組合は構成員である中小事業者等に最大奉仕をすることを目的とする非営利の相互扶助組織であり、協同組合等に対する支援の効果は構成員に及ぶこととなる。</p> <p>かかる観点から、中小事業者を構成員とする中小企業等協同組合について、法人税率の引下げ等を行う場合には、農林漁業者を構成員とする農業協同組合等についても、同様の措置を講ずる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数見込み 平成23年度 708件（全国の総合農協等（信用・共済・経済連等含む）の推計）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	農協等は組合員のために最大奉仕をすることを目的としており、農協等に対する支援の効果は広く組合員に波及する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	協同組合等の事業分量配当の損金算入
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	農業協同組合等についての法人税の軽減をすることにより、事業の継続に必要な最低限の内部留保が確保されるとともに、配当コストを軽減することでその効果は出資者である農家組合員等に波及し経営の安定に寄与することとなる。
	ページ	13 — 2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成21年度実績</p> <p>件数 643件（全国の総合農協等（信用・共済・経済連等含む）775のうち所得が発生している件数）</p> <p>法人税額 150,583百万円</p> <p>うち農協系統組織の800万円までの所得に対する法人税額 921百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>事業年度の所得の金額が800万円以下の組合の場合、税率22%から18%への引下げに伴い法人税が32万円軽減され、客観的に資金繰りの改善等の効果が生ずる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	